

文化観光推進法に基づく 拠点計画及び地域計画の認定申請ガイドブック

2026年 3月



もくじ

✓ 制度説明	P3
✓ 申請プロセス	P9
✓ 関連資料	P13
✓ よくある質問	P15
✓ 認定計画に基づき実施する事業の具体例	P19
✓ 計画認定基準—審査のポイント—	P22
✓ 拠点計画：応募様式のご案内 —申請書の書き方—	P26
✓ 地域計画：応募様式のご案内 —申請書の書き方—	P48

制度説明



制度説明

「文化観光」とは

文化についての理解を深めることを目的とする観光を指します。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（以下「文化観光推進法」という。）では、「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（文化資源）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光」と定義しています。

「文化観光拠点施設」とは

博物館・美術館・社寺・城郭などの文化資源の保存及び活用を行う施設のうち、文化についての理解を深めるための解説紹介を行い、観光関係者と連携することにより、地域における文化観光の推進の拠点となるものを指します。

「文化観光推進事業者」とは

文化観光拠点施設の所在する地域において文化観光の推進に関する事業を行う事業者を指します。

役割によって以下の2種類があり、文化観光拠点施設はそのいずれとも連携する必要があります。

① 地域の観光振興の推進を目的とする観光関係団体若しくは事業者、又は市町村若しくは都道府県【施行規則第1条2項1号】

地域における文化観光の推進に関する関係者間の連携体制の整備、情報の収集、整理及び分析、事業の方針の策定並びに事業の実施状況の評価等を行う

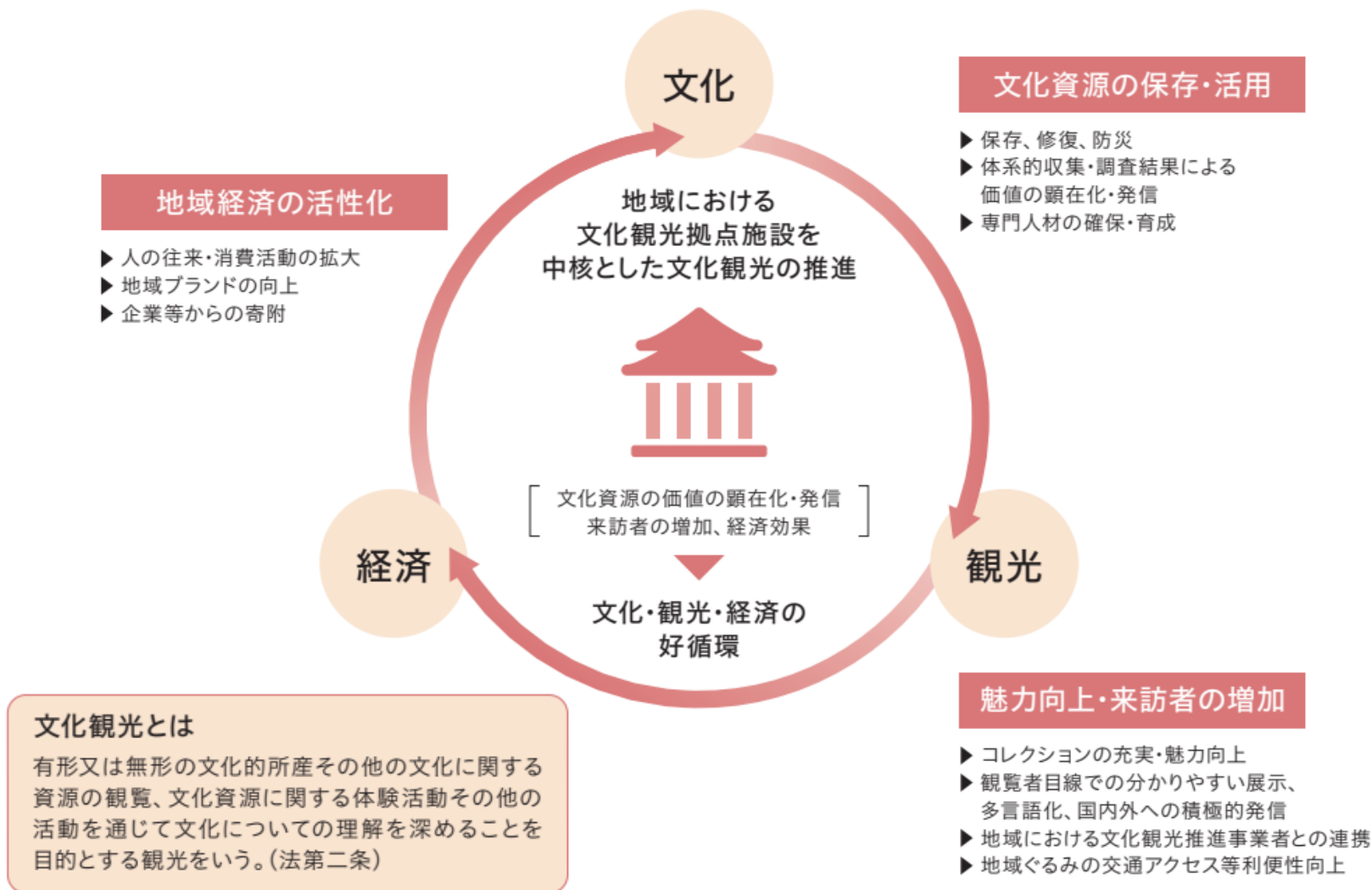
② ①以外の事業者【施行規則第1条 2項 2号】

当該地域における文化観光の推進に関する事業の企画及び実施にあたる

制度説明

文化観光推進の意義

文化観光推進法では、**文化の振興を起点として、観光の振興と地域の活性化につなげ、**
これによる経済効果が文化の振興へと再投資される好循環を創出することを目的としています。



制度説明

拠点計画と地域計画

文化観光推進法に基づく計画には、「拠点計画」「地域計画」の2種類があります。

拠点計画(文化観光拠点施設)において実施する事業のイメージ

●文化資源の魅力向上

- ▶ 文化資源の調査研究
- ▶ 文化資源のデータベース化
- ▶ 鑑賞しやすい展示改修
- ▶ 専門人材確保



●文化理解を深める措置

- ▶ 分かりやすい解説紹介
- ▶ 多言語アプリ、オーディオガイド導入
- ▶ VR・AR等の体験型コンテンツ造成
- ▶ ガイドツアー事業
- ▶ 専門人材確保



●利便性の向上

- ▶ 館内案内の多言語化
- ▶ キャッシュレス、Wi-Fi整備
- ▶ バリアフリー整備(スロープ等)
- ▶ 夜間・早朝イベントコンテンツ造成
- ▶ 主要駅等から施設へのバス借上



●ショップ・カフェの充実

- 国内外への宣伝
- ▶ Web等での発信
- ▶ JNTOとの事業連携
- ▶ 専門人材確保



地域計画において実施する事業のイメージ

●総合的な文化資源の魅力向上

- ▶ 地域の文化資源の調査研究
- ▶ 地域内の複数の文化施設や文化資源を連携させた誘客イベント等の企画



地域住民

文化資源

文化資源



地域住民

●利便性の向上

- ▶ 共通乗車船券の販売
- ▶ 臨時便や巡回バスの運行
- ▶ 多言語案内、キャッシュレス、Wi-Fi整備



文化施設

地域住民

●国内外への宣伝

- ▶ Web等での発信
- ▶ JNTOとの事業連携
- ▶ 専門人材確保

●文化施設と事業者の連携

- ▶ 文化体験や宿泊のパッケージツアーの企画
- ▶ 商店街との共同イベント
- ▶ 特産品の開発

※文化施設等が拠点計画を、市町村・都道府県等が地域計画を、それぞれ申請することとなるが、市町村・都道府県が組織する協議会において、拠点計画案と地域計画案と一緒に議論することも可能。

制度説明

拠点計画と地域計画の構成要素比較表

構成要素	拠点計画	地域計画
基本方針	拠点施設の機能強化を通じて 地域文化観光を推進する方針を明示	地域全体の文化観光を 総合的・一体的に推進する方針を明示
文化観光 拠点施設	特定の施設（1か所）	複数設定可
対象地域	拠点施設と連携する地域	計画地域を設定
申請 実施体制	施設の設置者が、文化観光推進事業者と共同して 申請する	市町村又は都道府県が、協議会を組織して計画を作成 し、共同で申請する
補助上限	1計画当たり7,500万円／年	拠点施設の数に関わらず、1計画当たり7,500万円／年
経済波及 好循環形成	拠点施設を中心とした消費拡大・経済波及	地域全体での消費の活性化・国際対応力の向上
目標設定	拠点施設の来館者数・満足度など具体的な目標 ※文化観光に資する前提で、 拠点施設のインフラ整備も対象となりうる	地域全体の観光振興・文化振興に関する目標 ※文化観光に資する前提で、 拠点施設及び計画区域内でのインフラ整備も対象となりうる ※一体的に取り組むために、テーマやコンセプトの検討が重要

こちらをご参照ください：[文化観光推進法に基づく計画申請Q & A](#)

制度説明

計画認定後の支援

計画の認定を受けると、以下のような支援を受けることができます。

✓ 計画に基づき実施される事業の2／3を補助

※補助上限は7,500万円／年（1～3年目。4・5年目は中間評価の結果により変動）

※国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

✓ 国・地方公共団体・国立博物館等による助言

✓ （独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝

✓ 国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力

※計画期間は原則5年間。補助金は毎年度審査があります。

※事業内容の質向上のための伴走支援メニューもございます。



申請プロセス



申請プロセス

4月下旬～5月下旬頃

申請の準備・チェック

準備期間

OPTION

1

事前相談
(任意)

文化庁職員が、文化観光推進法・事業内容の理解促進を目的に意見交換をさせていただきます。
(メール・オンラインMTG等)
▶お問い合わせ先にご連絡ください/ 随時相談可能

OPTION

2

計画策定支援
～コーチによる
計画内容への伴走支援～
(任意)

専門家が、計画策定のハードル緩和、質向上のための支援を目的に計画策定に向けた助言を行います。
▶例年 夏・秋頃に2度募集 半年程度伴走支援
▶お知らせにて希望者を募集予定

6月上旬頃

文化庁に計画を申請→審査

申請期間

STEP

1

申請前確認
(必須)

文化庁職員が、計画の質向上のための支援を目的に計画書類についての助言/確認を行います。
▶例年 春・夏頃実施
▶お知らせにて受付予定

STEP

2

計画申請
(必須)

申請者ご自身に、計画の認定に向けた申請書類を文化庁宛にご提出いただきます。その後審査を経て認定可否をご連絡いたします。
▶例年 夏頃実施

認定となった場合

9月上旬頃～

計画実施期間

計画実施期間

OPTION

3

伴走支援
(任意)

専門家が、計画内の事業実施の質向上のための支援を目的に事業についての助言を行います。
▶例年 春・夏頃募集 年度末までの伴走支援

計画の実施期間における注意事項

計画に基づく事業のための補助金につきましては、毎年申請、審査のプロセスが発生いたします。

- スケジュール詳細については、文化庁Webサイト「[拠点計画及び地域計画の作成・申請](#)」ページをご確認ください。

申請プロセス

事前相談のご案内

認定申請をご検討いただいている方は、まず申請前相談のお申込みをお願いいたします。
認定申請スケジュールについては、以下のページをご覧ください。

拠点計画及び地域計画の作成・申請

※申請前相談は必須となります。

申請前相談を経ずに認定申請を受け付けることはできない場合があります。

※計画の作成にあたっては、

- ・ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針
 - ・ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律運用指針
- を必ずご参照ください。

<ご提出書類>

①申請前相談申込書様式

Excel形式 / PDF形式

②拠点計画又は地域計画

- ・ 拠点計画様式 ワード形式 / PDF形式
- ・ 地域計画様式 ワード形式 / PDF形式

※提出いただく計画は未定稿のものでもかまいません。

【提出先・問合せ先】

文化庁参事官（文化拠点担当） 付
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
メール：bunkakankosuishin@mext.go.jp
電話：03-6734-4893

関連資料



関連資料



文化観光推進ガイドブック

基本方針や文化観光の考え方をわかりやすくお伝えするための資料です。

この記載内容をベースに、「事前相談」や「計画策定支援」が実施されますので、ぜひご一読ください。

[文化観光推進ガイドブック（概要版）](#)

[文化観光推進ガイドブック（全体版）](#)

オンライン説明会

文化観光推進事業の目的や制度、取組を説明し、理解促進を促す説明会を実施しました。

文化観光の意義と今後の展望に関する基調講演や、認定事業者による実績紹介とパネルディスカッション、補助金申請や支援内容の詳細を解説する制度説明をご確認いただけます。

[令和7年度開催 第1回「文化観光の取組と実践者の声」（10月15日開催）アーカイブ動画](#)

[令和7年度開催 第2回「文化観光推進法に基づく計画申請について」（10月27日開催）アーカイブ動画](#)

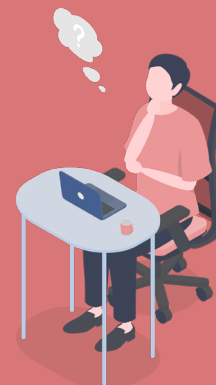
[令和6年度開催 文化観光推進事業オンライン説明会（11月5日開催）アーカイブ動画](#)

（説明会の投影資料は文化庁Webサイト「[文化観光](#) | [文化庁](#)」ページにてご確認ください。）

その他参考資料

[note・事業報告資料等の資料](#)

よくある質問



よくある質問



Q 認定された計画に基づく事業は、必ず採択されますか？
また、認定計画の計画期間が5年間の場合、2年目以降の事業も必ず採択されますか？

A 認定計画に基づく事業であっても、文化庁が提出書類を精査した上で採否を決定するため、**必ず採択されるとは限りません。**
補助事業は毎年度公募を行い、都度採否を判断するため、2年目以降の採択も保証されません。

Q 本補助事業に応募したものと同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできますか？

A 本補助事業と同一内容の事業については、**文化庁や他機関が実施する補助事業と重複して補助を受けることはできません。**
例：「地域文化財総合活用推進事業（日本遺産）等」、
「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」、「国が実施する他の補助事業」

Q 地域計画に複数の文化観光拠点施設がある場合、本補助事業による申請はそれぞれ行う必要がありますか？

A 地域計画に記載された事業であれば、複数施設に係る事業も補助対象です。
補助事業者が単体の場合は一括申請、複数の場合は事業者ごとに応募書類を作成してください。
なお、複数の補助事業者から事業計画の提出があった場合でも一体的に審査を行うため、十分な調整を行ってください。

よくある質問



Q 補助事業者が複数存在する場合は、どのように申請すればいいですか？

A 応募書類は補助事業者ごとに作成し、可能な限りいずれかの補助事業者がとりまとめ、一括で応募書類を提出してください。
その際、事業内容に重複や補助上限額を超えないよう、十分な調整を行ってください。

Q 応募期限までに実行委員会等の設立ができない場合はどうすればいいですか？

A 応募期限までに実行委員会等の設立ができない場合は、暫定組織でも応募することが可能です。
ただし、原則、採否の決定までには、正式に設立されている必要があります。

Q 補助対象事業の実施期間について教えてください。

A 本募集において採択する事業にあっては、**交付決定通知以降の日から年度末（3月31日）**とします。

Q 補助金の交付先は誰になりますか？

A 補助金の交付先は、「文化芸術振興費補助金（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業）
交付要綱」第3条第1項に定める補助事業者とします。

【例】 認定された文化観光拠点施設の設置者または管理者、地域計画に基づく事業の申請主体（市町村や都道府県）など

よくある質問



Q 補助金を地域計画の協議会で受け取り、協議会の構成員である文化観光推進事業者に業務を委託することはできますか？

A 協議会が補助事業者となることは可能ですが、構成員やその所属団体への賃金・報償費の支払いや業務発注（旅費を除く）は内部支出とみなされ、補助対象外です。協議会以外を補助事業者とするか、当該事業者を含まない実行委員会等を設立し、適切に委託してください。いずれの場合も、委託先の選定は透明性を確保し、複数見積もりの取得など適正な手続きを行ってください。

Q 補助金の支払時期はいつごろですか。また、概算払制度はありますか？

A 補助金の支払時期は、**原則、補助事業完了後、実績報告書をもとに文化庁において内容を審査し、実際に事業に要した補助金の額を確定した後**となります。概算払制度もありますが、補助金が支払われるまでは、補助対象事業者が経費を立て替える必要があります。

Q 補助率について教えてください。また、交付要望額に上限はありますか？

A **補助率は、2 / 3 を限度としています。**ただし、認定計画及び補助事業における3年目の中間評価を踏まえ、予算の範囲内において、それ以降の補助額の単価及び上限を定めるものとします。

※ 1～3年目までの補助上限は「1認定計画当たり7,500万円」となっております。

補助対象事業によっては、補助対象経費に一部上限を設けているものがあります。

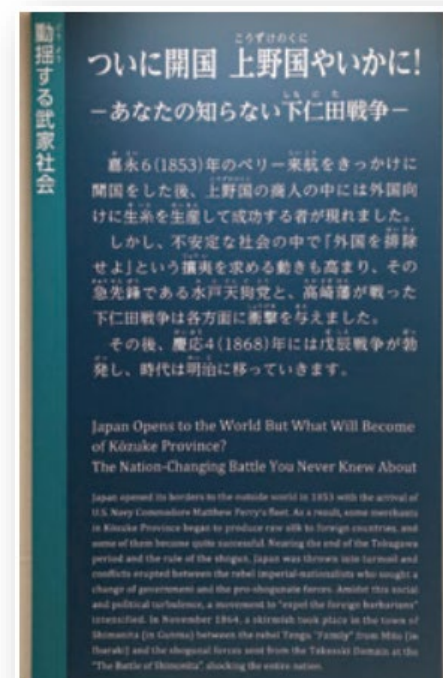
認定計画に基づき 実施する事業の具体例



認定計画に基づき実施する事業の具体例

文化資源の魅力増進

- ✓ 地域の文化資源の調査研究
- ✓ 資料・コレクションのデジタルアーカイブ化
- ✓ 鑑賞しやすい展示改修（パネルなど展示刷新、展示ケース更新、LED化、空調 等）
- ✓ 専門人材確保



改善した近世の展示パネル
(写真提供：群馬県立歴史博物館)

理解を深めるのに資する取組・観光客にもわかりやすい解説紹介

- ✓ 多言語での解説（ネイティブによる作成）音声ガイド 等
- ✓ 展示品の魅力を伝える動画、VR等の体験型コンテンツ
- ✓ ガイドツアーの充実

※注意※

VR／映像／二次元コード／タッチパネル等は、展示解説やガイドを補足するための手段です。ジオラマの展示等も、費用対効果が得られるか精査のうえ検討する必要があります。



舞台上部に設置した字幕モニター
(写真提供：徳島県立阿波十郎兵衛屋敷)

認定計画に基づき実施する事業の具体例

利便の増進

- ✓ 入館券付き乗車券の導入
- ✓ 回遊バスの運行
- ✓ シェアサイクル設置
- ✓ 館内案内の多言語化
- ✓ キャッシュレス対応
- ✓ Wi-Fi整備
- ✓ バリアフリー化（スロープ等）



新たに設置したスロープと身障者用駐車場
(写真提供：本間美術館)



キャッシュレス化対応の券売機
(写真提供：軽井沢安東美術館)

物品の販売提供、他施設との連携

- ✓ ショップやカフェの環境改善、オリジナルグッズ等商品の充実
- ✓ 宿泊プランとの連携

※注意※

ツアー等の企画開発／ミュージアムグッズや商品の開発等は、原則事業者が自主財源で行うことを基本とし、文化観光推進の観点から計画に記載するか、補助の要望を行うかについては、内容を十分に検討する必要があります。

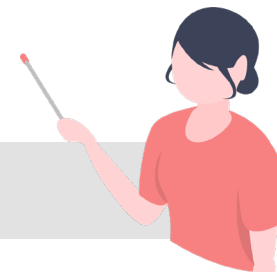


開発したグッズ
(写真提供：徳川美術館)

計画認定基準 —審査のポイント—



拠点計画 認定基準 ―審査のポイント―



（１）基本方針に照らして適切なものであること

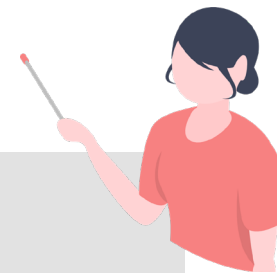
拠点計画

- ✓ 地域における文化観光の推進の拠点たる**文化観光拠点施設としての機能強化を図る**ものであること。
- ✓ 拠点計画による文化観光の推進が、**文化観光拠点施設への裨益に留まらず、その所在地域における文化観光の推進にも裨益する**ものであること。
- ✓ 文化の振興を起点とした、**観光の振興、地域の活性化の好循環の創出を目指す**ものであること。
- ✓ 文化資源保存活用施設の**文化観光拠点施設としての機能強化に関する基本的な方針が明確**であること。
- ✓ どのような**文化観光拠点施設機能強化事業を、どのように実施するのかが明示**されていること。
- ✓ 事業の**効果を検証できる適切な目標が設定**されていること。

地域計画

- ✓ 文化の振興を起点とした観光の振興、地域の活性化の好循環の創出に向けた文化観光拠点施設を中核とした**地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針が明確**となっていること。
- ✓ どのような**地域文化観光推進事業を、どのように実施するのかが明示**されていること。
- ✓ 事業の**効果を検証できる適切な目標が設定**されていること。

拠点計画 認定基準 ―審査のポイント―



(2) 拠点計画実施が、文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に寄与するものであると認められること

拠点計画

- ✓ 拠点計画に基づき実施する事業が、

文化観光拠点施設としての機能強化に寄与するものであることが合理的に説明されていること。

※ただし、新規で行う事業に限らず、一部の事業について既に十分に実施していることが拠点計画に記載されている場合には、その内容も含めて確認することとする。

(2) 地域計画の実施が計画区域における文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進に寄与するものであると認められること

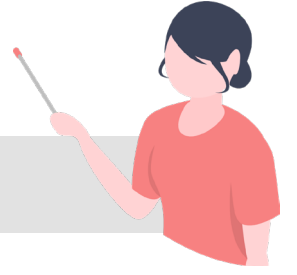
地域計画

- ✓ 地域計画に基づき実施する事業が、

計画区域における文化観光拠点施設を中核とした、地域の文化観光の総合的かつ一体的な推進に寄与するものであることが合理的に説明されていること。

※ただし、新規で行う事業に限らず、一部の事業について既に十分に実施していることが地域計画に記載されている場合には、その内容も含めて確認することとする。

拠点計画 認定基準 ―審査のポイント―



(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

拠点計画

地域計画

- ✓ 事業の主体が具体的に特定され、**事業の内容及びスケジュールが具体的かつ明確**であること。
- ✓ 事業実施のための**必要な資金額やその調達方法が明らか**であること。
- ✓ **計画終了後も必要な取組を継続できる見通しがある**こと。



拠点計画 応募様式のご案内 —申請書の書き方—

- 記載例は、抑えるべきポイントのみを抜粋しています
- 申請時、記述形式やグラフィックの有無は問いません
- 別途、申請書に記載の留意事項もご確認のうえ作成ください
- 「[認定した拠点計画及び地域計画の計画書](#)」も参考資料としてご参照ください

※氏名を記載する箇所については、「旧氏（旧姓）」の使用も可能です。

1. 実施体制

POINT

拠点施設の設置者を記載。

文化資源保存活用施設 設置者	名称	〇〇博物館	所在地	〇〇県〇市〇町1-1
	名称	〇〇	所在地	
	代表者	〇〇市		
	地方公共団体内部の役割	【主担当部署】 ●●課（文化振興）、●●課（観光振興） 【連携する部署】 ●●課（産業振興）		
共同申請者① 文化観光推進事業者	名称	一般社団法人 〇〇(DMO)	所在地	
	代表者	〇〇		
	役割	施行規則第1条第2項第●号の文化観光推進事業者		
共同申請者② 文化観光推進事業者	名称	通訳ガイド協会 〇〇	所在地	〇〇県〇市〇町1-3
	代表者	〇〇		
	役割	施行規則第1条第2項第●号の文化観光推進事業者		
共同申請者③ 観光振興事業者	名称	〇〇	所在地	〇〇県〇市〇町-3
	代表者	〇〇		
役割	施行規則第1条第2項第●号の文化観光推進事業者			

記載。

申請者文化資源保存活用施設の設置者

POINT

文化資源保存活用施設の設置者が地方公共団体である場合に、組織内部の部

POINT

DMO（なければ観光協会／自治体の観光地域の観光地域づくりを行っている事業者と共複数可。

る、
飯／宿泊／ガイド団体など
事業者を
申請者に加えてください。

POINT

文化資源保存活用施設の設置者が
地方公共団体である場合に、組織内部の部署と役割を記載。

POINT

DMO（なければ観光協会／自治体の観光部局／DMC）など
地域の観光地域づくりを行っている事業者と共同で申請してください。
複数可。

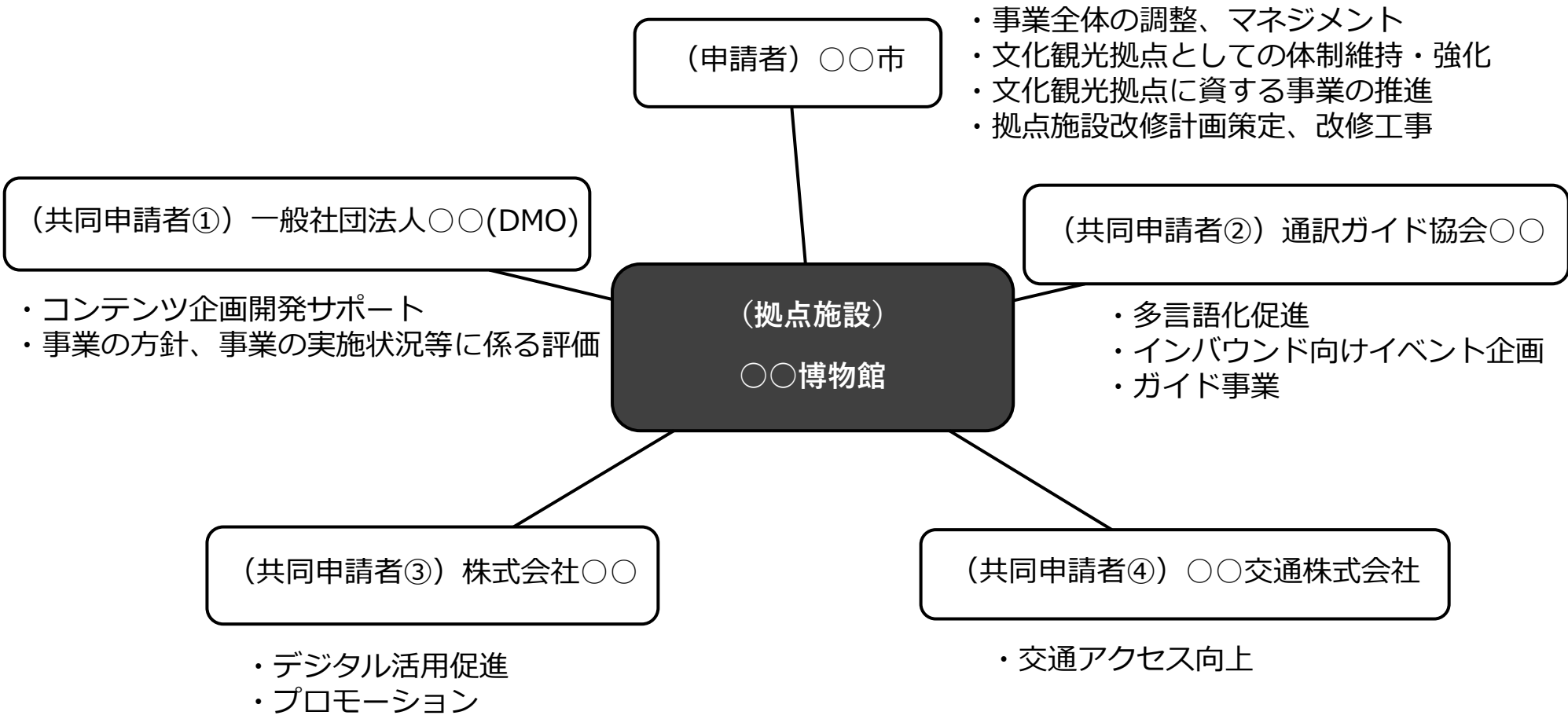
POINT

拠点施設と連携する、
交通／飲食／物販／宿泊／ガイド団体など
の文化観光推進事業者を
1社以上、共同申請者に加えてください。

2. 事務の実施体制

申請者・共同申請者の本計画における役割を記載。
記述形式やグラフィックの有無は問いません。

文化資源保存活用施設の設置者である〇〇市が計画の全体調整や事業の進捗管理等を行い、実施にあたっては下記の文化観光推進事業者と連携して進めていく。



3. 基本的な方針

3-1. 現状分析

3-1-1. 主要な文化資源

地域に存在する文化資源について、網羅的な記載は不要です。
文化観光の観点から、**来訪者の関心を惹きつける主要な文化資源を選定のうえ、その概要を記載ください。**
あわせて、**拠点施設から周遊可能なエリアに所在する文化資源についても、概要を記載ください。**

本拠点施設では、地域の歴史・文化を象徴する文化資源を展示・紹介しており、来訪者の関心を惹きつける構成となっています。展示資料は、実物展示とデジタル解説を組み合わせ、理解促進を図っています。主要な文化資源の分類と具体例は以下の通りです。

- 彫刻：○点
「○○像」
- 工芸品：○点
「○○焼の茶器」
- 考古資料：○点
「弥生土器○○壺」
- 歴史資料：15点
「○○資料」



・周遊可能な施設（○○美術館）
当博物館から 1 km 圏内に○○美術館が所在し、国際的評価の高い作家のコレクションを所蔵しています。

【国指定等文化財】

文化財分類	名称
重要文化財（美術工芸品）	
重要有形民俗文化財	
登録有形文化財（建造物）	
重要美術品	
○○○	

POINT

国指定等の文化財があれば示しつつ、
本計画で焦点を当てるのであれば触れてください。

拠点施設への来館者数の推移・地域の観光入込数の推移など、
観光動態や傾向を説明できるデータを示しながら、地域の観光課題や契機を分析してください。
分析の結果、本計画で注力するターゲット層（国内、インバウンド）も明確にしてください。
※地域の観光動向については、自治体やDMOとも資料共有を図ってください。

3-1-2. 来訪客の動向

拠点施設である〇〇博物館では、令和6年度の来館者数は約〇万人であり、前年対比で約15%の増加を記録しました。特に週末や連休期間中の来館者が増加傾向にあり、地域イベントとの連携による集客効果が確認されています。また、展示内容の刷新や多言語対応の強化により、外国人観光客の割合も約〇人（前年比で約8%）増加しており、インバウンド対応の成果が現れ始めています。

本計画では、国内では文化体験を重視するシニア層や首都圏・関西圏からの宿泊型観光客、インバウンドでは韓国・台湾など近隣アジア圏の個人旅行者を重点ターゲットとし、多言語対応や体験型展示を強化することで、滞在時間と消費拡大を図ります。

RESASの観光入込客数データによると、当該地域の令和5年度の観光入込数は約〇万人であり、コロナ禍以前の水準に回復できていません。特に首都圏からの日帰り観光客が多く、宿泊率の低さが課題として浮き彫りになっています。一方で、地域の文化資源を活用した体験型コンテンツやナイトミュージアムなどの新規事業が好評を得ており、滞在時間の延長と消費拡大の契機となっています。

観光客の動向や消費傾向

インバウンドの動向

観光客の動向や消費傾向、インバウンドの動向については、図や表を活用したり公表資料なども参考にしてください。【例】RESAS 地域経済分析システム

POINT

比較対象とする地域や施設を設定してください。

文化観光に取り組むテーマが類似している／同規模の自治体や館／立地条件が類似している等、ベンチマークとなる、近隣の競合施設などを、1ヶ所以上記載。

また、**比較を通じて、自地域や自館の強み（伸ばすべき事項）、弱み（対応すべき課題）を整理**してください。

3-1-3. 他の文化資源保存活用施設との比較

【比較対象施設（〇〇博物館）】

- ・ 撮影可能エリアの拡充やSNS発信の強化により、来館者層の変化とリピーター増加を実現。
- ・ 館員の意識改革が成果として現れている。

【比較対象施設（〇〇美術館）】

- ・ インバウンド対応が進んでおり、〇〇をターゲットにした施策が展開されている。

【本拠点施設の強み】

- | | |
|------------|---|
| 地域文化との連携性 | ： 周辺の文化資源（神社、庭園など）との回遊性が高く、文化観光の導線設計に優れている。 |
| 展示の体験性 | ： 来訪者が文化を「見る・触れる・感じる」ことができる展示構成が整っている。 |
| 地域住民との協働体制 | ： 保存活用において、地域住民や行政との協働が進んでおり、文化資源の継承意識が高い。 |

【本拠点施設の弱み】

- | | |
|-------------|--|
| インバウンド対応の遅れ | ： 多言語案内やキャッシュレス対応など、外国人観光客への配慮が不十分。 |
| 情報発信力の弱さ | ： SNSやWebサイトを活用した魅力発信が限定的で、認知度向上に課題あり。 |
| 収益構造の脆弱性 | ： 文化資源の保存・活用に必要な資金の安定確保が難しく、再投資の仕組みが未整備。 |

POINT

文化観光に取り組むうえで、拠点施設の現状の課題や地域の観光課題を5つ程度にまとめてください。
また、**設備投資や地域内連携について、現状の課題を記載**してください。
※『文化観光推進ガイドブック』も参考にしてください。

3-2. 課題

本施設が注力すべきターゲット層は以下の通り。

国内観光客（首都圏・関西圏）：日帰り層から宿泊・体験型への転換を図る。

インバウンド観光客（アジア圏・欧米圏）：文化体験やストーリーテリングに関心を持つ層。

課題①：展示・体験の魅力不足

文化資源のもつ背景や地域とのつながりなどの説明が不足しており、来訪者にとって魅力的な解説・紹介になっていない。
また、来訪者が文化を「見る・触れる・感じる」体験が限定的であり、展示の改善や体験性向上が求められる。

課題②：インバウンド対応の遅れ

多言語案内、キャッシュレス決済、外国語ガイドの整備が不十分であり、海外来訪者の満足度向上に課題がある。

課題③：利便性・地域連携の不十分さ

周辺文化資源との連携や回遊促進の導線設計が不十分で、地域全体の文化観光としての一体感が欠けている。

課題④：情報発信力の弱さ

SNSやWebサイトを活用した魅力発信が限定的で、施設の認知度向上に向けた戦略が不足している。

課題⑤：収益構造の脆弱性

保存活用に必要な資金の安定確保が難しく、観光による収益を文化資源へ再投資する仕組みが未整備。

文化観光のコンセプトやターゲットなど、冒頭で取組みの方向性について簡潔にまとめて記載。
「3-2.課題」で設定した課題に対応する強化事項を5つ程度にまとめてください。

課題と強化事項が1対1の関係である必要はなく、1つの課題を複数の事項で解決することも可。
展示解説の改善や設備の強化に係る事項など、優先度の高いものから並べてください。

3-3. 文化観光拠点施設としての機能強化に向けて取組を強化すべき事項及び基本的な方向性

地域の文化を「体験・理解・共感」できる場として、国内外の来訪者にとっての文化的玄関口となることを目指します。

目指すべき文化像：「地域の暮らしに根差した文化を、来訪者とともに育む」

将来像：「地域の文化を起点に、観光・経済・国際理解をつなぐ好循環の拠点」

この将来像の実現に向けて、文化観光拠点施設としての機能強化を図り、持続可能な文化振興と地域活性化を推進します。

取組強化事項①：インバウンド対応の強化

- ・来訪者の関心に応える解説・紹介等の展示更新。
- ・多言語対応の案内表示、音声ガイド、キャッシュレス決済の導入。
- ・外国人向け体験プログラムの開発とガイド人材の育成。

取組強化事項②：情報発信力の向上

- ・公式HPやオウンドメディアを活用した魅力的なコンテンツ発信。
- ・展示・イベント情報のタイムリーな更新と動画・写真による訴求。

取組強化事項③：展示・体験の魅力強化

- ・「見る・触れる・感じる」体験型展示の導入。
- ・地域文化をテーマとしたワークショップや参加型イベントの開催。

POINT

拠点施設に新たな観光客が訪れることで、
地域の観光にどのような波及が生まれるのか（生みたいのか）記載。

3-4. 地域における文化観光の推進への貢献

本施設に新たな観光客が訪れることで、以下のような地域への貢献が期待されます。

- ・ **地域経済への波及効果**

来訪者の増加に伴い、周辺の飲食店、宿泊施設、物販店などへの消費活動が活性化。地域経済に直接的な波及が生まれます。特にインバウンド観光客の誘致により、外国人向けサービスの整備が進み、地域の国際対応力が向上します。

- ・ **地域文化資源の再評価と活用**

拠点施設を起点とした周遊促進により、地域に点在する文化資源（神社仏閣、旧邸宅、伝統工芸など）が再評価され、保存・活用の機運が高まります。

地域住民が文化資源の価値を再認識することで、次世代への継承意識が醸成されます。

- ・ **地域住民との協働による文化創造**

地域住民が案内人や体験プログラムの担い手として参画することで、地域主体の文化創造活動が活発化します。地域の学校や団体との連携により、文化教育の場としても機能し、地域内外の交流が促進されます。

- ・ **地域の文化観光推進体制の強化**

拠点施設を中心に、自治体、DMO、観光協会、商工団体等が連携し、地域全体で文化観光を推進する体制が構築されます。文化庁の支援制度を活用し、地域計画の策定と実施が進むことで、持続可能な文化観光モデルが形成されます。

出された**経済的波及効果を、どのように文化振興へと再投資していくのか**について記載。
あわせて、**その循環を誰がどのように維持してゆくのか、文化観光による地域の未来像などビジョン**についても記載ください。

3-5. 文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環の創出

本拠点計画では、地域に根差した文化資源の保存・活用を起点として、観光の振興、経済の牽引、国際相互理解の増進、そして地域の活性化を実現する好循環の創出を目指します。

【好循環の構造】

・文化の振興を起点とした観光の振興

地域の歴史・芸術・民俗文化を体験できるコンテンツを拠点施設で提供し、来訪者の関心を惹きつける。
多言語対応や体験型展示、ガイドツアーなどを通じて、国内外からの観光客を誘致。

・観光による経済効果の創出

来訪者の購買・宿泊・飲食などの消費活動が地域経済に波及。
特にインバウンド観光客の増加により、地域の国際対応力が向上。

【好循環の維持体制とビジョン】

この好循環を持続的に維持するために、以下の体制を構築します。

・運営体制の整備

〇〇、〇〇、〇〇、DMOなどが連携し、文化観光推進協議会を設置。

・再投資の仕組み

収益の一部を基金化し、文化資源の保存・活用に充てることで、持続可能な文化振興を実現。

POINT

計画において注力する事項の進捗を追う指標を1つ以上設定してください。
来訪者数、インバウンド来訪者数、満足度、固有の指標の4つは必須で記入ください。

※『文化観光推進ガイドブック』P14も参照してください。

4. 目標

目標①：来訪者数（国内）

（目標値の設定の考え方及び把握方法）
＜目標設定の考え方＞
文化観光拠点施設である〇〇博物館の来訪者数を目標に設定する。人数は、年間の有料入館者数で計測する。
令和〇年までに、来訪者約20,000人増を目指し、さらに令和〇年までに、来訪者約50,000人増を目指す。

＜把握方法＞
入館受付時のカウントにより把握する。

POINT

目標の来訪者数を記載。（別途、地域への観光入込客数を目標に設定にすることも可）
※計測対象や計測方法が地域への入込の場合は、元になる調査名・調査主体を記載してください。

年度	実績						
	〇年度	〇年度					
目標値	〇万人	〇万人					
事業1－②： 〇〇強化事業							
事業2－③： 〇〇強化事業			〇〇イベントの 方針検討	〇〇イベントの 環境整備	〇〇イベントの 実施	〇〇イベントの 実施	

7. 文化観光拠点施設機能強化事業「7-1. 事業の内容」に記載する強化事業は、全ていずれかの目標に紐づけてください。
※事業が1つも紐づいていない目標はNG
※1つの事業を2つ以上の目標に紐づけるのはNG

POINT

インバウンド来訪者数は、計画開始から10年後には2倍まで増加するよう目標値を設定してください。

目標②：外国人来訪者数（インバウンド）

（目標値の設定の考え方及び把握方法）

＜目標設定の考え方＞

10年後の外国人来訪者数（インバウンド）は、令和〇年の数値1,500人の約2倍にあたる3,000人を目標に設定する。
令和〇年までに、来訪者約1,000人増を目指し、さらに令和〇年までに、来訪者約1,800人増を目指す。

年度	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇
目標人数	1,500人	1,700人	1,800人	2,000人	2,100人	2,200人	2,500人	2,700人	2,900人	3,000人

＜把握方法＞

入館受付時のカウントにより把握する。団体客については旅行会社等主催者との調整時又は来園時に人数を確認する。

年度	実績		目標				
	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
目標値	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人
事業1－②： 〇〇強化事業							
事業2－④： 〇〇充実事業			キャッシュレス化	（運用）	（運用）	（運用）	（運用）

POINT

満足度を記載してください。
アンケートであれば、対象者／実施方法／集計方法などを簡潔に記載のうえ、
「最も満足」の回答で計測する必要があります。
NPS(ネット・プロモーター・スコア)等の指標を採用することも可。

目標③：施設来訪者 利用者満足度

(目標値の設定の考え方及び把握方法)
＜目標設定の考え方＞
利用者アンケートで満足度に改善の余地が見られるため、体験価値の向上を目的に施設来訪者の利用者満足度を令和〇年までに、〇%に目標に設定する。
令和〇年までに、満足度〇%を目指す。

＜把握方法＞
来訪者を対象に、館内数か所にアンケートブースを設置。回答の選択肢から、「最も満足」にあたる選択肢の回答の割合より把握する。

年度	実績		目標				
	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
目標値	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
事業1－③： 〇〇強化事業							
事業2－①： 〇〇充実事業			〇〇の研修	〇〇の研修	〇〇の研修	〇〇の研修	〇〇の研修

POINT

消費額や宿泊者数など、固有の指標を記入ください。

目標④：平均消費額

（目標値の設定の考え方及び把握方法）

＜目標設定の考え方＞

客単価の向上を目指し、5年間で15%の伸び幅を目標値として設定する。
まずは令和〇年までに、18,000円、さらに令和〇年までに、20,000円の消費を目指す。

＜把握方法＞

POSデータ分析、アンケート調査にて把握する。

年度	実績		目標				
	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
目標値	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
事業3－②： 〇〇強化事業			〇〇の開催	〇〇の開催			
事業4－③： 〇〇充実事業			〇〇の改修工事	〇〇のリニュー アル公開イベン ト			

POINT

計画期間中に、誰が誰とどのようにPDCAを回すのか、
また、文化観光推進事業者名や評価の実施方法や頻度などを記載。

5. 目標の達成状況の評価

共同申請者である〇〇や〇〇、地域関係者と連携して評価体制（検証評価委員会）を構築し、3年後の中間評価、計画終了時の総括評価を行います。
来館者数や外国人比率、周遊率、満足度、消費額などの定量データは各施設と連携して収集し、アンケートやインタビュー等の定性情報と併せて分析します。

評価結果は検証評価委員会にて検討し、課題の抽出と改善策の策定を行い、次年度以降の事業に反映します。
また、観光庁や自治体を実施する観光動向調査やWEB上のクチコミも活用し、マーケティング視点を取り入れた柔軟なPDCAサイクルを運用することで、文化観光の質的向上と地域経済への波及効果を高め、持続可能な文化振興の実現を図ります。

6. 文化資源保存活用施設

6-1. 主要な文化資源についての解説・紹介の状況

6-1-1. 現状の取組

・文化資源の魅力に関する情報を適切に活用した解説・紹介（施行規則第1条第1項第1号）

主要展示物には、文化資源の歴史的背景や地域との関係性を記した解説パネルを掲出しており、来館者が文化的価値を理解できるよう工夫しています。一方で、展示物の一部には解説が未整備の箇所もあり、今後は全展示への解説整備を進める予定です。

主要展示物一例：



POINT

現状、解説の掲出やガイドは行われているか、またどのような文化資源を収蔵展示しているのか明記。

POINT

音声ガイド／映像／ホームページでの文化資源の紹介について等、現状できていることを記載。

・情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第2号）

QRコードを活用したスマートフォン連携による展示解説や、タブレット端末によるデジタルガイドの貸出を一部導入しています。ただし、館内全体でのICT活用は限定的であり、今後はAR・VR技術の導入やWeb上での解説コンテンツの拡充を検討しています。

QRコードを用いた展示物一例：



POINT

解説の多言語対応について（パネル／音声ガイド等）現状できていることを記載。
観光庁指針「[Howto多言語解説文整備](#)」で示すネイティブによって制作されたものでなければ、その旨を記載する可。

・外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第3号）

英語による解説パネルは主要展示に設置済みであり、中国語・韓国語についても一部対応を開始しています。

POINT

このあとの事業群について、拠点施設にて何をするかの頭出しをする記載欄。
本計画で、何を行い、何を改善するか簡潔に記載する。
(例) 展示室のリニューアルや設備更新／解説パネルの更新や新設／専門人材やガイドの配置など

6-1-2. 本計画における取組

・文化資源の魅力に関する情報を適切に活用した解説・紹介（施行規則第1条第1項第1号）

展示物ごとの文化的背景や地域との関係性を整理し、来館者が文化資源の価値を理解できるよう、全展示に統一された解説パネルを整備します。また来訪客の多いシーズンにはガイド人材を配置し、文化資源の魅力を深く伝えることを目指します。
イメージ図：



POINT

何を用いてどのような解説紹介を行うのか簡潔に記載。
なお、最新技術は、現物の鑑賞を効果的に補足するための手法であるため、動画や映像の活用に偏りすぎないようにご注意ください。

・情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第2号）

タブレット端末や館内設置型のデジタルサイネージを活用し、来館者が自分のペースで解説を閲覧できる環境を整備します。AR技術を用いて、現物の鑑賞を補足する形で構造や背景を立体的に理解できるコンテンツを導入予定です。映像への依存は避け、実物との連動性を重視します。

POINT

何をどの程度、どの言語に対応するのか記載。
観光庁指針「[Howto多言語解説文整備](#)」に沿ってネイティブが制作にあたる旨も記載。

・外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第3号）

主要展示物について、英語・中国語・韓国語の3言語による解説パネルを整備します。音声ガイドやWebサイト、パンフレットも同様に多言語対応を進め、観光庁「[Howto多言語解説文整備](#)」指針に沿って、各言語のネイティブが翻訳・編集に関与する体制を構築します。

「1.実施体制」に記載した「1号の文化観光推進事業者」と、現状どのような連携があるか記載。
特に連携が無ければ、その旨を記載ください。

6-2. 施行規則第1条第2項第1号の文化観光推進事業者との連携

6-2-1. 現状の取組

・文化観光の推進に関する多様な関係者との連携体制の構築

一般社団法人〇〇(DMO)と連携し、文化施設、自治体、地域住民との協議体を形成。定期的な情報共有と役割分担により、文化資源の活用と観光促進を一体的に推進する体制を整備している。

・文化観光の推進に関する各種データの収集・整理・分析

来館者数、外国人比率、周遊率、満足度などの定量データは各施設と連携して収集。
アンケートやインタビュー等の定性情報も含め、文化観光推進事業者と共同で分析を行い、地域の観光動向や課題を把握している。

・文化観光の推進に関する事業の方針の策定及びKPIの設定・PDCAサイクルの確立

一般社団法人〇〇(DMO)と協議の上、来館者数や周遊率、満足度などをKPIとして設定。検証評価委員会を通じて毎年度の進捗確認を行い、次年度以降の事業方針や改善策を柔軟に反映している。

6-2-2. 本計画における取組

・文化観光の推進に関する多様な関係者との連携体制の構築

一般社団法人〇〇(DMO)と連携し、
文化観光の推進に資する交通アクセスの改善や地域のにぎわい創出に取り組みます。
具体的には、駅・バス停から施設までの案内表示の整備、商店街との連携による文化体験型イベントの企画などを予定しています。

「1号の文化観光推進事業者」とどのような連携をするか記載。
申請者とともに計画のPDCAを回すことに加えて、
個別に取り組む事業などあれば記載ください。

「1.実施体制」に記載した「2号の文化観光推進事業者」と、現状どのような連携があるか記載。
特に連携が無ければ、その旨を記載ください。

6-3. 施行規則第1条第2項第2号の文化観光推進事業者との連携

6-3-1. 現状の取組

・文化観光を推進するための交通アクセスの充実や商店街を含めたにぎわいづくりなど、文化観光の推進に関する事業の企画・実施

現在、通訳ガイド協会〇〇とは、主に外国人観光客向けの案内業務において連携しており、拠点施設周辺の文化資源を対象としたガイドツアーの企画・運営を共同で行っています。

加えて、地域の商店街や飲食店と連携した「〇〇町まち歩き」プログラムにも協力しており、文化体験と地域消費を結びつける取り組みを進めています。

交通アクセス面では、最寄駅から施設までの案内強化や、観光ルートの提案などに協力を得ています。

6-3-2. 本計画における取組

・文化観光を推進するための交通アクセスの充実や商店街を含めたにぎわいづくりなど、文化観光の推進に関する事業の企画・実施

本計画では、通訳ガイド協会〇〇と拠点施設がより密接に連携し、

文化観光の推進に資する交通アクセスの改善や地域のにぎわい創出に取り組めます。

具体的には、外国人観光客向けの多言語ガイドツアーの定期開催や、外国語パンフレットの刷新を予定しています。

「2号の文化観光推進事業者」とどのような連携をするか記載。
個別の文化観光推進事業者と本計画でどのような連携を行うのか、
具体的な事業や取組みについて記載してください。

7. 文化観光拠点施設機能強化事業

7-1. 事業の内容

7-1-1. 文化資源の魅力の増進に関する事業

POINT

7-1-1～7-1-6までの事業ジャンルごとに、
1つ以上（できれば複数）設定してください。
とくに、拠点施設における解説・紹介の改善等、魅力向上に係る事業を十分にご検討ください。

7-1-2. 情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置に関する事業

POINT

（事業番号 2 - ①）

事業名	情報通信技術を活用した展示・解説事業
事業内容	タブレット端末や館内設置型のデジタルサイネージを活用し、来館者が自分のペースで展示解説を閲覧できる環境を整備します。映像への過度な依存を避け、実物展示との連動性を重視した構成とし、理解促進を図ります。また、英語・中国語・韓国語による多言語解説パネルや音声ガイド、Webサイト、パンフレット等を整備し、外国人観光客への対応力を強化します。
実施主体	〇〇博物館、株式会社〇〇
実施時期	2026年～2027年
継続見込	計画期間終了後も継続して実施（財源：〇〇）
アウトプット目標	令和 10 年度以降の年間入場者数：5,000 人以上
必要資金 調達方法	〇百万円（内訳：〇百万円（入館料 〇百、 POINT 補助全））

計画期間中、どこで、どのような事業を行うのか簡潔に記載。
必要資金額が大きい場合は質や量にも触れながら説明を記載。

POINT

補助金を申請する事業者は実施主体に名前が必要。
その場合、「1.体制」の共同申請者にも入る必要があります。

POINT

この事業による直接的な成果を記載。
それによるアウトカム（どの目標値にどう貢献するか）に触れても可。

POINT

空欄可。
記載する場合は、事前に文化庁までご相談ください。

7-2. 特別の措置に関する事項

7-2-1. 必要とする特例措置の内容

事業番号・事業名	3－① 周辺の移動利便向上事業
必要とする特例の根拠	文化観光推進法第〇条（〇〇法の特例）
特例措置を受けようとする主体	〇〇交通株式会社
特例措置を受けようとする事業内容	・路線バスの増便 〇〇駅から〇〇博物館の最寄りバス停である〇〇バス停までの路線バスについて、来館者の利便性向上を目的として運行本数を増やす。
当該事業実施による文化観光推進に対する効果	〇〇駅～〇〇博物館の最寄りバス停である〇〇バス停までの路線バスの増便により、公共交通機関を利用して来館する来訪者の移動における利便性が一層高まる。これにより、移動時の快適性が向上し、特に高齢者や子ども連れの利用者にとって、より安心して来館できる環境が整備される。また、来館者の交通手段の選択肢が広がることで、地域住民や観光客のアクセス性も改善され、博物館の利用促進にもつながる。

POINT 
適宜、行を追加してください。

7-3. 必要な資金の額及び調達方法

	総事業費	事業番号	所要資金額	内訳	
令和○年度	○百万円	事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
令和○年度	○百万円	事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
令和○年度	○百万円	事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
令和○年度	○百万円	事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
令和○年度	○百万円	事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料）	○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
合計	○百万円				

POINT 
総額で年間の補助上限額を超えないようご注意ください。
※計画に基づき実施される事業の2 / 3を補助
補助上限は7,500万円／年
（1～3年目。4・5年目は中間評価の結果により変動）

8. 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）
・ 令和8年度は○○や、各事業の準備等に取り組む。
・ 令和9年度以降は、来館者・観光客へのアプローチを本格的に行い、新規開拓を図る。

地域計画 応募様式のご案内 —申請書の書き方—

- 記載例は、抑えるべきポイントのみを抜粋しています
- 申請時、記述形式やグラフィックの有無は問いません
- 別途、申請書に記載の留意事項もご確認のうえ作成ください
- 「[認定した拠点計画及び地域計画の計画書](#)」も参考資料としてご参照ください

※氏名を記載する箇所については、「旧氏（旧姓）」の使用も可能です。

1. 実施体制

協議会	名称	〇〇文化観光推進協議会		
申請者① 協議会の構 成員である 市町村又は 都道府県	名称	〇〇市	所在地	〇〇県〇市〇町1
	代表者	〇〇		
申請者② 中核とする 文化観光拠 点施設の設 置者	施設の 名称	〇〇	施設 所在地	〇〇県〇市〇町5-5
	設置者 の名称	一般社団法人 〇〇(DMO)	設置 所在	
	代表者	〇〇		
申請者③ 文化観光推 進事業者	名称	通訳ガイド協会 〇〇	所在地	〇〇県〇市〇町1-3
	代表者	〇〇		
文化観光推 進 事業者	名称	株式会社〇〇	所在地	〇〇県〇市〇町1-4
	代表者	〇〇		

POINT

計画の作成を行う協議会名を記載。
※また、協議会を組織したことを公表する必要あり

POINT

協議会を組織した市町村又は都道府県を記載。

POINT

拠点施設の設置者を記載。

POINT

DMO（なければ観光協会／自治体の観光部局／DMC）など地域の観光地域づくりを行っている事業者と共同で申請してください。複数可。

POINT

拠点施設と連携する、
交通／飲食／物販／宿泊／ガイド団体
などの**文化観光推進事業者を**
1社以上、申請者に加えてください。

申請者・共同申請者の本計画における役割を記載。

2. 事務の実施体制

本計画では、地域が誇る歴史的資産を未来へ継承するとともに、国内外への情報発信や交流の促進、来訪者にとって魅力ある地域づくりを通じて、交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指す。以下の体制により、関係機関が連携・協力しながら文化観光の推進に取り組む。

【自治体】（〇〇市、〇〇県）

〇〇市企画政策課が文化観光推進協議会の事務局を担い、〇〇県からの助言を受けながら計画全体の調整を行う。また、国への申請・報告文書の作成をはじめ、体験コンテンツの開発や情報発信、国内外の都市・施設との交流促進に中心的な役割を果たす。

【文化観光拠点施設設置者】（公益財団法人〇〇文化財団、〇〇市文化振興課、〇〇市観光課）

地域の文化資産を守り伝えるとともに、その価値や魅力を広く伝えるための環境整備や関連事業を推進する。

【観光地域づくり法人（DMO）】（一般社団法人〇〇、公益社団法人〇〇観光連盟）

〇〇市観光課と連携し、観光データの収集・分析、観光サイトの充実、体験プランや旅行商品のマーケティングを担う。

【商工担当課及び関係団体】（株式会社〇〇観光開発、〇〇商工会議所、〇〇市商工振興課）

地域資源を活かした旅行商品や土産物の開発、周遊促進のための交通整備、来訪者の受け入れ体制の充実など、観光と商工の連携による地域経済の活性化を図る。

【広域連携機関】（一般社団法人〇〇インバウンド推進機構）

県域を超えた広域連携の中で、インバウンド対応や観光商品に関する助言・協力を行い、地域の魅力を国際的に発信する。

【文化観光推進協議会】

計画申請者の関係者で構成され、地域計画の作成・変更、事業推進に関する協議・調整、進捗管理・評価分析を行い、事業実施主体に対して必要な助言を提供する。

＜構成員＞ 公益財団法人〇〇文化財団、一般社団法人〇〇観光協会、株式会社〇〇観光開発、〇〇県、〇〇市

＜事務局＞ 〇〇市企画政策課

POINT

計画申請を行う協議会名とその構成員を記載してください。

3. 計画区域

本計画の計画区域は、〇〇一帯とする。

POINT

計画区域を地図画像等で明示し、
拠点施設や主要駅等との位置関係が分かるようにしてください。
また、区域を示した図について簡潔に説明を記載ください。



計画地区の図を挿入

POINT

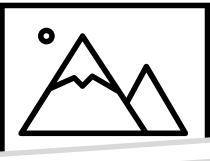
地域に存在する文化資源について、網羅的な記載は不要です。
文化観光の観点から、**来訪者の関心を惹きつける主要な文化資源を選定のうえ、その概要を記載**ください。

4. 基本的な方針

4-1. 現状分析

4-1-1. 主要な文化資源

- 城跡
戦国時代に築かれた城の跡地であり、地域の歴史を象徴する文化遺産。
周辺には復元された石垣や展望台が整備されており、
来訪者に歴史的背景を体感できる空間を提供している。
- 武家屋敷通り
江戸時代の町並みを今に伝える保存地区で、当時の建築様式を残した武家屋敷が立ち並ぶ。
散策型観光の拠点としても人気が高く、文化体験プログラムの実施場所としても活用されている。
- 資料館
地域の伝統産業や生活文化に関する展示を行っており、貴重な文献や民具などを通じて、
地域の成り立ちや文化の変遷を学ぶことができる施設。



【国指定等文化財】

文化財分類	名称
重要文化財（美術工芸品）	
重要有形民俗文化財	
登録有形文化財（建造物）	
重要美術品	
○○○	

POINT

国指定等の文化財があれば示しつつ、
本計画で焦点を当てるのであれば触れてください。

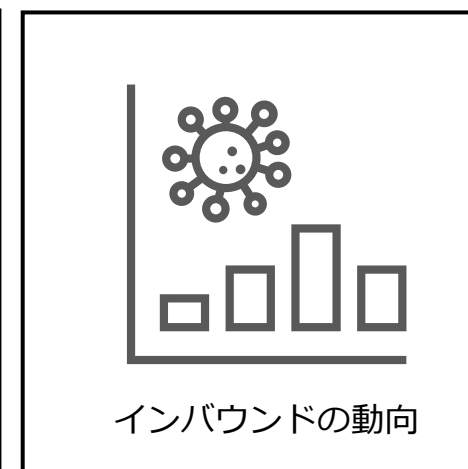
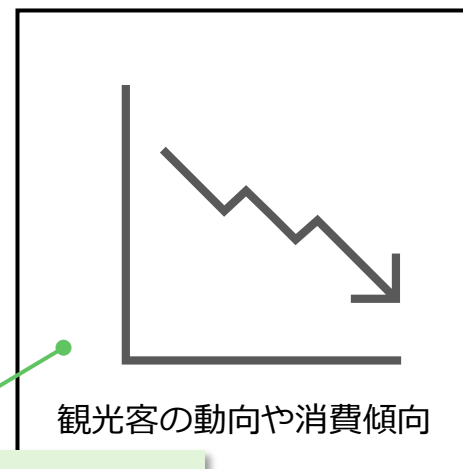
拠点施設への来館者数の推移・地域の観光入込数の推移など、
観光動態や傾向を説明できるデータを示しながら、地域の観光課題や契機を分析してください。
 分析の結果、**本計画で注力するターゲット層（国内、インバウンドそれぞれ）も明確**にしてください。
 ※地域の観光動向については、自治体やDMOとも資料共有を図ってください。

4-1-2. 観光客の動向

〇〇エリアでは、令和〇年度の観光入込客数は約〇万人であり、前年対比で約〇%の増加を記録した。
 週末や連休期間中の来訪者が増加傾向にあり、地域イベントや季節催事との連携による集客効果が確認されており、
 とくに、春の文化祭や秋の収穫市など、地域の特色を活かした催しが来訪者の関心を集めている。

また、展示施設や体験型コンテンツの刷新により、訪日外国人旅行者数も〇千人に到達。
 国籍別では、韓国・台湾・香港など近隣アジア圏からの個人旅行者が中心であり、文化体験や地域交流を目的とした滞在が
 多く見られる。一方で外国人旅行者向けの案内表示や決済環境の整備が不十分な箇所もあり、インバウンド対応の質的向上
 が求められている。

RESASの観光入込客数データによると、
 〇〇地区の令和〇年度の観光入込数は約〇万人であり、
 未だコロナ禍以前の水準に回復していない。
 首都圏からの日帰り観光客が多く、
 宿泊率の低さが課題として浮き彫りになっている。
 一方で、地域の文化資源を活用した体験型コンテンツや
 ナイトミュージアムなどの新規事業が好評を得ており、
 滞在時間の延長と消費拡大の契機となっている。



観光客の動向や消費傾向、インバウンドの動向については、**図や表を活用したり
 公表資料なども参考**にしてください。【例】RESAS 地域経済分析システム

POINT

比較対象とする地域や施設を設定してください。
文化観光に取り組むテーマが類似している／同規模の自治体や館／立地条件が類似している等、ベンチマークとなる、近隣の競合施設などを、1ヶ所以上記載。
また、**比較を通じて、自地域や自館の強み（伸ばすべき事項）、弱み（対応すべき課題）を整理**してください。

4-1-3. 他の地域との比較

・比較対象：△△市（△△歴史文化地区）

△△市は、城跡や武家屋敷、資料館を中心に文化観光を推進しており、ナイトミュージアムやAR展示など先進的な取り組みにより、若年層やインバウンド層の来訪が増加。令和6年度の観光入込客数は約90万人、訪日外国人旅行者は約1.8万人。

・自地域（〇〇エリア）の状況

〇〇エリアでは、観光入込客数は約〇万人、訪日外国人旅行者は約〇千人。地域イベントや伝統文化体験が好評で、住民との協働による観光施策が定着している。一方で、宿泊率の低さや交通アクセス、多言語対応の面で課題が残る。

【自地域の強み】

地域文化体験の多様性	：陶芸、染物、郷土料理など、参加型コンテンツが豊富で、教育旅行やシニア層に好評。
住民協働の観光運営	：地元団体によるイベント運営が定着し、地域とのつながりを感じられる観光体験を提供。
周遊性の高さ	：歴史的建造物や資料館が徒歩圏内に集積し、滞在時間の延長につながっている。

【自地域の弱み】

宿泊施設の不足	：繁忙期の予約困難や団体受け入れ体制の弱さが課題。
公共交通の不便さ	：本数や乗り継ぎの少なさにより、観光ルートの自由度が低い。
インバウンド対応の遅れ	：多言語案内やキャッシュレス対応など、外国人観光客への配慮が不十分。

POINT

文化観光に取り組むうえで、拠点施設の現状の課題や地域の観光課題を5つ程度にまとめてください。
また、設備投資や地域内連携について、現状の課題を記載してください。
※『文化観光推進ガイドブック』も参考にしてください。

4-2. 課題

本計画では、文化体験を重視する国内のシニア層や、首都圏・関西圏からの宿泊型観光客、さらに韓国・台湾など近隣アジア圏からの訪日個人旅行者を主なターゲットとしている。これらの来訪者に対して、文化資源の魅力を十分に伝え、滞在時間と地域消費を拡大するためには、以下の課題への対応が不可欠である。

課題①：拠点施設の展示・案内の更新不足

展示内容が長期間固定化されており、文化資源のもつ背景や地域とのつながりなどの説明が希薄で、来訪者にとって魅力的な解説・紹介になっていない。また、リピーターや若年層に対する訴求力が弱い。
多言語対応や体験型展示の導入も限定的で、インバウンド対応の質的向上が求められる。

課題②：宿泊環境の整備不足

地域内の宿泊施設数が限られており、特に団体旅行や長期滞在希望者への対応が困難。
繁忙期には予約が取りづらく、近隣地域への流出が発生している。

課題③：公共交通・周遊性の課題

最寄駅からのアクセスや地域内移動手段が不十分で、観光ルート自由度が低い。観光客の滞在時間や消費行動に影響あり。

課題④：インバウンド対応の遅れ

多言語案内、キャッシュレス決済、Wi-Fi環境など、外国人観光客への基本的な配慮が不十分。

課題⑤：地域内連携と設備投資の停滞

自治体・DMO・商工団体・住民団体などの連携が限定的で、情報共有や役割分担が不明瞭な場面も見られる。
また、拠点施設や観光インフラへの設備投資が後回しになっており、持続的な観光推進体制の構築に課題がある。

文化観光のコンセプトやターゲットなど、冒頭で取組みの方向性について簡潔にまとめて記載。
「4-2.課題」で設定した課題に対応する強化事項を5つ程度にまとめてください。
課題と強化事項が1対1の関係である必要はなく、1つの課題を複数の事項で解説することも可。
展示解説の改善や設備の強化に係る事項など、優先度の高いものから並べてください。

4-3. 文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進のため取組を強化すべき事項及び基本的な方向性

本計画では、「地域の文化を未来へつなぐ、学びと交流の場の創出」を将来像として掲げ、地域の文化を守り育てながら、来訪者との新たな関係性を築くことを目指す。

〇〇市は、関係者との十分な協議を重ね、地域の価値を共有しながら、持続可能な文化観光の推進に取り組む。

取組強化事項①：拠点施設の機能強化と展示の刷新

来訪者の関心に応える解説・紹介等の展示更新、多言語解説の整備、体験型展示の導入により、来訪者に対する訴求力を高める。

特に、知的好奇心旺盛な層やインバウンド層に向けた学習性・参加性の高いコンテンツの充実を図る。

取組強化事項②：宿泊・受入環境の改善

宿泊施設の不足や予約のしづらさを解消するため、民間事業者と連携し、地域全体での受入体制の強化を進める。

取組強化事項③：地域内交通・周遊環境の整備

公共交通の利便性向上や観光ルートの明確化により、滞在時間の延長と周遊促進を目指す。

拠点施設を起点とした回遊性のある観光動線の設計が求められる。

取組強化事項④：インバウンド対応の充実

多言語案内、キャッシュレス決済、Wi-Fi環境など、外国人旅行者が安心して滞在できる環境整備を推進する。

特に個人旅行者向けの情報提供とサポート体制の強化が急務である。

取組強化事項⑤：地域内連携と協働体制の構築

文化資源保存活用施設、文化観光推進事業者、行政、地域住民等が連携し、役割分担を明確にした協働体制を構築する。
定期的な協議の場を設け、情報共有と意思決定の迅速化を図る。

POINT

地域においてどのような文化観光に取り組み、地域の未来像を描くのか記載。
また、拠点施設が新たなハブになることで、どのように文化振興への再投資を実現していくのか記載してください。

4-4.文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環の創出

本計画区域に新たな観光客が訪れることで、以下のような地域の活性化のが期待されます。

・文化を起点とした観光振興と経済効果の創出

本計画区域では、陶芸・染物・郷土料理などの地域文化を活かした体験型コンテンツを拠点施設で展開し、来訪者の滞在時間と消費活動を促進している。これにより、観光による経済効果が地域内に循環し、文化資源の価値向上につながっている。今後は、体験収益や物販収益を文化施設の展示更新や案内設備の整備に再投資し、地域の魅力を高めることで、さらなる来訪と消費を呼び込み、地域全体の活性化につなげていく。

・経済効果の文化振興への再投資

観光収益は、展示更新・施設改修・多言語対応の強化など、文化資源保存活用施設への再投資に活用する。これにより、文化の魅力が高まり、さらなる観光需要を生み出す好循環が形成される。

・拠点施設のハブ機能と地域連携

拠点施設は、地域住民・事業者・行政・DMO等との協働による文化イベントの企画・運営の中心となり、文化体験・交流・発信の場として機能している。地域の文化を「見せる・伝える・育てる」拠点としての役割を強化する。

・目指すべき将来像

本計画では、「地域の文化を未来へつなぐ、学びと交流の拠点づくり」を将来像として掲げ、文化の振興を起点に、観光・経済・地域づくりが連動する持続可能なモデルの構築を目指す。若年層やインバウンド層との接点を増やし、新たな文化の担い手や共感者を育て、地域文化の創造と継承を両立させる。

POINT

計画において注力する事項の進捗を追う指標を1つ以上設定してください。
来訪者数、インバウンド来訪者数、満足度、固有の指標の4つは必須で記入ください。

※『文化観光推進ガイドブック』P14も参照してください。

5. 目標

目標①：来訪者数（国内）

(目標値の設定の考え方及び把握方法)

<目標設定の考え方>

文化観光拠点施設である〇〇博物館、〇〇美術館、〇〇センターの来訪者数の合計を目標に設定する。人数は年間の有料入館者数で計測する。／〇〇エリア全体の観光入込客数を目標に設定する。

令和〇年までに、来訪者約20,000人増を目指し、さらに令和〇年までに、来訪者約50,000人増を目指す。

<把握方法>

〇〇博物館の入館受付時のカウントと、〇〇に

POINT

目標の来訪者数を記載。（別途、地域への観光入込客数を目標に設定にすることも可）

※計測対象や計測方法が地域への入込の場合は、元になる調査名・調査主体を記載してください。

年度	実績		目標				
	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
目標値	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人
事業1－②： 〇〇強化事業							
事業2－③： 〇〇充実事業							

POINT

8. 地域文化観光推進事業「8-1. 事業の内容」に記載する強化事業は、全ていずれかの目標に紐づけてください。

※事業が1つも紐づいていない目標はNG

※1つの事業を2つ以上の目標に紐づけるのはNG

POINT

インバウンド来訪者数は、計画開始から10年後には2倍まで増加するよう目標値を設定してください。

目標②：外国人来訪者数（インバウンド）

（目標値の設定の考え方及び把握方法）
<目標設定の考え方>
10年後の外国人来訪者数（インバウンド）は、令和〇年度の数値9,500人の約2倍にあたる20,000人を目標に設定する。
令和〇年までに、来訪者約10,000人増を目指し、さらに令和〇年までに、来訪者約15,000人増を目指す。

年度	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇
目標人数	9,500人	10,000人	11,000人	12,000人	13,000人	14,000人	15,000人	17,000人	18,000人	20,000人

<把握方法>
入館受付時のカウントにより把握する。団体客については旅行会社等主催者との調整時又は来園時に人数を確認する。

年度	実績		目標				
	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
目標値	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人
事業1－②： 〇〇強化事業							
事業2－③： 〇〇充実事業			〇〇イベントの 方針検討	〇〇イベントの 環境整備	〇〇イベントの 実施	〇〇イベントの 実施	

POINT

満足度を記載してください。
アンケートであれば、対象者／実施方法／集計方法などを簡潔に記載のうえ、「最も満足」の回答で計測する必要があります。
NPS(ネット・プロモーター・スコア)等の指標を採用することも可。

目標③：施設来訪者 利用者満足度

(目標値の設定の考え方及び把握方法)
＜目標設定の考え方＞
利用者アンケートで満足度に改善の余地が見られるため、体験価値の向上を目的に施設来訪者の利用者満足度を令和〇年までに、〇%に目標に設定する。
令和〇年までに、満足度〇%を目指す。

＜把握方法＞
来訪者を対象に、地域数か所にアンケートブースを設置。回答の選択肢から、「最も満足」にあたる選択肢の回答の割合より把握する。

年度	実績		目標				
	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
目標値	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
事業1－③： 〇〇強化事業							
事業2－①： 〇〇充実事業			〇〇の研修	〇〇の研修	〇〇の研修	〇〇の研修	〇〇の研修

POINT 

消費額や宿泊者数など、固有の指標を記入ください。

目標④：平均消費額							
(目標値の設定の考え方及び把握方法) <目標設定の考え方> 〇〇市の1人当たりの観光消費額を目標として設定し、5年間で15%の伸び幅を目標値として設定する。 まずは令和〇年までに、18,000円、さらに令和〇年までに、20,000円の消費を目指す。 <把握方法> POSデータ分析、アンケート調査にて把握する。							
年度	実績		目標				
	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
目標値	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
事業3－②： 〇〇強化事業			〇〇の開催	〇〇の開催			
事業4－③： 〇〇充実事業			〇〇の改修工事	〇〇のリニュー アル公開イベン ト			

POINT

計画期間中に、誰が誰とどのようにPDCAを回すのか、
また、文化観光推進事業者名や評価の実施方法や頻度などを記載。

6. 目標の達成状況の評価

本計画に基づく事業の効果は、設定した目標に照らして、実施から3年後に中間評価を行い、計画終了時に最終評価を実施する。評価は、〇〇を中心に、文化資源保存活用施設、文化観光推進事業者、地域DMO、住民代表などで構成する協議体が担い、来訪者数、体験参加率、滞在時間、消費額、満足度などの指標をもとに定量・定性の両面から実施する。

評価結果は、関係者間で共有し、展示内容の見直し、案内環境の改善、体験プログラムの再設計など、次年度以降の事業運営に反映させる。特に、観光によって生まれた経済効果が文化資源や拠点施設への再投資につながっているかを重点的に検証し、文化振興と地域活性化の好循環を持続的に強化するための改善策を講じる。

7.中核とする文化観光拠点施設

文化観光拠点施設名	〇〇城跡
主要な文化資源	・復元された城門（〇〇門） ・本丸跡、石垣群 ・歴史展示施設
主要な文化資源についての解説・紹介の状況	POINT  現状、解説の掲出やガイドは行われているか、またどのような文化資源を収蔵展示しているのか明記。
現状の取組	
・文化資源の魅力に関する情報を適切に活用した解説・紹介（施行規則第1条第1項第1号） パンフレットによる紹介、歴史展示施設での案内。	POINT  音声ガイド／映像／ホームページでの文化資源の紹介について等、現状できていることを記載。
 ・情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第2号） 現地の案内板にQRコードを設置し、スマートフォンで読み取ることで、詳細な歴史情報や関連資料、動画コンテンツなどにアクセス可能となっている。	POINT  解説の多言語対応について（パネル／音声ガイド等）現状できていることを記載。観光庁指針「Howto多言語解説文整備」で示すネイティブによって制作されたものでなければ、その旨を記載するも可。
 ・外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第3号） 外国語パンフレットとマップの設置しています。 城跡の見どころや周辺施設を紹介するパンフレットを複数言語で用意し、観光案内所や拠点施設で配布。	

POINT

このあとの事業群について、拠点施設ごとに何をするかの頭出しをする記載欄。
本計画で、何を行い、何を改善するか簡潔に記載する。
(例) 展示室のリニューアルや設備更新／解説パネルの更新や新設／専門人材やガイドの配置など

本計画における取組

・文化資源の魅力に関する情報を適切に活用した解説・紹介（施行規則第1条第1項第1号）

展示室の地域の歴史や文化背景を伝える解説パネルを全面更新し、来訪者が文化資源の価値を直感的に理解できる構成とする。また、パンフレットや館内マップも刷新し、拠点施設内外の文化資源を体系的に紹介する。

イメージ図：



POINT

何を用いてどのような解説紹介を行うのか簡潔に記載。
なお、最新技術は、現物の鑑賞を効果的に補足するための手法であるため、動画や映像の活用に偏りすぎないようにご注意ください。

・情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第2号）

案内板に設置したQRコードからアクセスできる多言語対応の解説ページを拡充し、動画・音声などを活用したデジタルコンテンツを提供する。

加えて、GPS連動により、位置に応じた情報を自動表示し、現物鑑賞を主軸に据えた補足的な情報提供を行う。

POINT

何をどの程度、どの言語に対応するのか記載。
観光庁指針「[Howto多言語解説文整備](#)」に沿ってネイティブが制作にあたる旨も記載。

・外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第3号）

英語・中国語・韓国語など主要言語に対応したパンフレットや館内表示を整備するとともに、外国語対応可能なガイド人材を配置し、質の高い案内を提供する。

今後は、音声ガイドや映像コンテンツにも多言語字幕を導入し、観光庁指針『Howto多言語解説文整備』に沿って、各言語のネイティブが制作に関与することで、より自然で正確な表現によるインバウンド対応を強化する。

「1.実施体制」に記載した「1号の文化観光推進事業者」と、現状どのような連携があるか記載。特に連携が無ければ、その旨記載。

施行規則第1条第2項第1号の文化観光推進事業者との連携

現状の取組

・文化観光の推進に関する多様な関係者との連携体制の構築

一般社団法人〇〇(DMO)と連携し、文化施設、自治体、地域住民との協議体を形成。定期的な情報共有と役割分担により、文化資源の活用と観光促進を一体的に推進する体制を整備している。

・文化観光の推進に関する各種データの収集・整理・分析

各拠点の来訪者数、外国人比率、周遊率、満足度などの定量データは各施設と連携して収集。アンケートやインタビュー等の定性情報も含め、文化観光推進事業者と共同で分析を行い、地域の観光動向や課題を把握している。

・文化観光の推進に関する事業の方針の策定及びKPIの設定・PDCAサイクルの確立

一般社団法人〇〇(DMO)と協議の上、各拠点の来訪者数や周遊率、満足度などをKPIとして設定。検証評価委員会を通じて毎年度の進捗確認を行い、次年度以降の事業方針や改善策を柔軟に反映している。

本計画における取組

・文化観光の推進に関する多様な関係者との連携体制の構築

一般社団法人〇〇(DMO)と連携し、地域に点在する文化資源を活かした観光客の周遊促進を図ります。具体的には、駅・バス停から施設までの案内表示の整備、商店街や地域団体と連携した文化体験型イベントの企画などを予定しています。

「1号の文化観光推進事業者」とどのような連携をするか記載。申請者とともに計画のPDCAを回すことに加えて、個別に取り組む事業などあれば記載ください。

「1.実施体制」に記載した「2号の文化観光推進事業者」と、現状どのような連携があるか記載。特に連携が無ければ、その旨記載。

施行規則第1条第2項第2号の文化観光推進事業者との連携

現状の取組

・文化観光を推進するための交通アクセスの充実や商店街を含めたにぎわいづくりなど、文化観光の推進に関する事業の企画・実施

現在、通訳ガイド協会〇〇とは、主に外国人観光客向けの案内業務において連携しており、〇〇エリア周辺の文化資源を対象としたガイドツアーの企画・運営を共同で行っています。

加えて、地域の商店街や飲食店と連携した「〇〇町まち歩き」プログラムにも協力しており、文化体験と地域消費を結びつける取り組みを進めています。

交通アクセス面では、最寄駅から施設までの案内強化や、観光ルート の提案などに協力を得ています。

「2号の文化観光推進事業者」とどのような連携をするか記載。個別の文化観光推進事業者と本計画でどのような連携を行うのか、具体的な事業や取組みについて記載してください。

本計画における取組

・文化観光を推進するための交通アクセスの充実や商店街を含めたにぎわいづくりなど、文化観光の推進に関する事業の企画・実施

本計画では、通訳ガイド協会〇〇と〇〇エリアがより密接に連携し、

文化観光の推進に資する交通アクセスの改善や地域のにぎわい創出に取り組めます。

具体的には、外国人観光客向けの多言語ガイドツアーの定期開催や、外国語パンフレットの刷新を予定しています。

8. 地域文化観光推進事業

8-1. 事業の内容

8-1-1. 文化資源の総合的な魅力の増進に関する事業

(事業番号1-④)

事業名	文化資源を活用した観光客周遊事業
事業内容	地域の文化資源を15箇所選定し、パスポート対象として登録。 対象の15箇所（歴史的建造物、博物館、伝統工芸、食文化など）を巡るスタンプラリー形式のパスポートを作成。 一定数のスポットを巡った利用者に、記念品や地域店舗での割引などの特典を提供する。
実施主体	〇〇市
実施時期	2026年～2027年
継続見込	計画期間終了後も継続して実施（財源：〇〇）
アウトプット目標	周遊パスポート配布数：〇冊、地域店舗での特典利用数：〇件
必要資金 調達方法	〇百万円（内訳：〇百万円（入館料 〇百万円））

POINT

8-1-1～8-1-5までの事業ジャンルごとに、
1つ以上（できれば複数）の事業を設定してください。
とくに、各拠点施設の魅力向上に係る事業を十分にご検討ください。

POINT

計画期間中、どこで、どのような事業を行うのか簡潔に記載。
必要資金額が大きい場合は質や量にも触れながら説明を記載。

POINT

補助金を申請する事業者は実施主体に名前が必要。
その場合、「1.体制」の共同申請者にも入る必要があります。

POINT

この事業による直接的な成果を記載。
それによるアウトカム（どの目標値にどう貢献するか）に触れても可。

POINT 

空欄可。
記載する場合は、事前に文化庁までご相談ください。

8-2. 特別の措置に関する事項

8-2-1. 必要とする特例措置の内容

事業番号・事業名	3－① 周辺の移動利便向上事業
必要とする特例の根拠	文化観光推進法第〇条（〇〇法の特例）
特例措置を受けようとする主体	〇〇交通株式会社
特例措置を受けようとする事業内容	・ 路線バスの増便 〇〇駅から〇〇博物館の最寄りバス停である〇〇バス停までの路線バスについて、来館者の利便性向上を目的として運行本数を増やす。
当該事業実施による文化観光推進に対する効果	〇〇駅～〇〇城跡の最寄りバス停である〇〇バス停までの路線バスの増便により、公共交通機関を利用して来訪する方の移動における利便性が一層高まる。 これにより、移動時の快適性が向上し、特に高齢者や子ども連れの利用者にとって、より安心して来訪できる環境が整備される。

POINT 

空欄可。
定まっている場合に記載してください。

8-2-2. オブジェ等の設置に関する取組等

申請の名称	
申請の根拠法令・条項	
設置の目的	
設置期間	
設置場所	
オブジェ等の構造	
オブジェ等の工事実施の方法（※）	
工事期間（※）	
復旧方法（※）	
関係協議先	

POINT 適宜、行を追加してください。

8-3. 必要な資金の額及び調達方法

	総事業費	事業番号	所要資金額	内訳
令和○年度	○百万円	事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
令和○年度	○百万円	事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
令和○年度	○百万円	事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
令和○年度	○百万円	事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
令和○年度	○百万円	事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号○-○	○百万円	○百万円（入館料） ○百万円（○○補助金（交付主体又は所管省庁））
合計	○百万円			

POINT 総額で年間の補助上限額を超えないようご注意ください。
※計画に基づき実施される事業の2 / 3を補助
補助上限は7,500万円／年
（1～3年目。4・5年目は中間評価の結果により変動）

9. 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）
・令和8年度は○○や、各事業の準備等に取り組む。
・令和9年度以降は、来館者・観光客へのアプローチを本格的に行い、新規開拓を図る。